

山口県農山漁村振興交付金事業補助金(地域資源活用価値創出対策)実施要領

制 定：令和4年7月27日付け令4ぶちうま推進第147号

一部改正：令和5年7月14日付け令5ぶちうま推進第206号

一部改正：令和6年7月26日付け令6ぶちうま推進第166号

一部改正：令和7年5月29日付け令7ぶちうま推進第132号

一部改正：令和8年7月22日付け令8ぶちうま推進第192号

(趣旨)

第1条 この要領は、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領」という。）及び山口県農山漁村振興交付金事業補助金(地域資源活用価値創出対策)交付要綱（令和4年6月22日付け令4ぶちうま推進第125号。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、山口県農山漁村振興交付金事業補助金(地域資源活用価値創出対策)を円滑に推進するため、事業実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事業)

第2条 この要領の対象となる事業は、国実施要領に定める地域資源活用・地域連携推進支援事業（別記2－1）及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（別記2－3）とする。

(事業実施の要望)

第3条 事業実施を予定する事業実施主体は、事業実施予定年度前に、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに、別に示す要望調査様式を課長に提出するものとする。

(事業実施計画の提出等)

第4条 事業実施主体は、次の（1）及び（2）に掲げる事業ごとに、国実施要領別記2－1第5の2又は別記2－3第6の2に基づく事業実施計画を作成し、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。なお、地域資源活用価値創出整備事業の実施に当たっては、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知。以下「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率性等を十分に検討するものとする。

（1）地域資源活用・地域連携推進支援事業 別紙様式第1号

（2）地域資源活用価値創出整備事業 別紙様式第2号

2 特認団体（法人格を有しない団体であって知事が中国四国農政局長と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体となる場合は、国実施要領別記2－1第5の2に定めるところにより別紙様式第3号の特認団体認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の事業実施計画の内容を審査し、成果目標、計画及び事業内容が適当と認められる場合には、事業実施主体に対して、事業実施計画の承認について通知するものとする。

4 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画において、次の各号における変更が生じる場合には、第1項の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに別紙様式第1号又は別紙様式第2号の事業実施計画変更承認申請書を、知事に提出し、計画変更の承認を受けなければならない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体における事業費の増減

(4) その他重要な変更として、知事が特に必要と認めたもの

(事業の着工)

第5条 地域資源活用価値創出整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した県交付要綱別記様式第2号の交付決定前着手届を、知事に提出するものとする。

2 前項ただし書の交付決定前着手届を提出した事業実施主体は、県交付要綱第4条に規定する補助金交付申請書に着工年月日及び交付決定前着手届の文書番号、届出年月日を記載するものとする。

3 事業の施工方法において、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合(入札者がいない場合を除く。)にあつては、事業実施主体は、予め別紙様式第4号の施工方法等報告書により、その理由、選定方法等を知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

4 第1項ただし書により、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実である旨の課長からの文書による通知を受けて、着工するものとする。なお、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

5 知事は、交付決定前に着工する場合については、事前にその理由等を検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

6 事業実施主体は、事業を着工(機械の発注を含む。)したときは、速やかにその旨を別紙様式第5号の入札結果報告・着工届により、知事に報告するものとする。

(事業完了に伴う届出)

第6条 地域資源活用価値創出整備事業の事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第6号のしゅん功届により、知事に報告するものとする。

2 事業実施主体から報告を受けた課長は、事業のしゅん功検査等を実施し、不適切な事態がある場合には手直し等の措置を指示するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第7条 事業実施主体は、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、国実施要領別記2-1第8の1又は別記2-3第12の1の規定に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、自ら点検を

行ったうえで当該年度における報告書を作成し、毎年度の決算から3か月以内に知事に提出するものとする。

(1) 地域資源活用・地域連携推進支援事業 別紙様式第7号

(2) 地域資源活用価値創出整備事業 別紙様式第8号

2 事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた知事は、その内容について点検し、必要に応じて事業実施主体に対して改善等の指導を行うものとする。

3 知事は、事業の目標達成が立ち遅れている場合には、早期達成に向けた必要な措置を講じるとともに、事業実施主体は、成果目標が達成されるまでの間、改善方策等を記載した別に示す改善計画書を、知事に提出するものとする。

(事業の評価)

第8条 事業実施主体は、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、国実施要領別記2-1第9の1又は別記2-3第12の2の規定に基づき、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行った上で報告書を作成し、目標年度の決算から3か月以内に知事に提出するものとする。

(1) 地域資源活用・地域連携推進支援事業 別紙様式第7号

(2) 地域資源活用価値創出整備事業 別紙様式第8号

2 事業実施主体から事業の評価報告を受けた知事は、その内容について点検し、必要に応じて事業実施主体に対して指導等を行うものとする。

(事業名等の表示)

第9条 事業実施主体は、当事業により整備した機械・施設等には、事業名等を表示するものとする。

2 事業実施主体は、地域資源活用価値創出整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築を行う場合は、予め別紙様式第9号の地域資源活用価値創出整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届を知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 山口県農山漁村振興交付金事業補助金(地域資源活用価値創出対策)による事業の円滑な実施につき必要な事項については、この規定に定めるもののほか、課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年(2022年)7月27日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

(山口県食料産業・6次産業化補助金(6次産業化の推進)事業実施要領の廃止及び経過措置)

2 この要領の施行に伴い、山口県食料産業・6次産業化補助金(6次産業化の推進)事業実施要領(平成30年7月25日付け平30ぶちうま推進第184号。以下「旧実施要領」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の旧実施要領に基づき、令和3年度までに実施した事業は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年(2023年)7月14日から施行し、令和5年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年(2024年)7月26日から施行し、令和6年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年(2025年)5月29日から施行し、令和7年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年(2026年)7月22日から施行し、令和8年度に実施する事業から適用する。